

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五四（住居手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―五四―一一

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（適用除外職員） 第二条 給与法第十一条の十第一項第一号の人事	（適用除外職員） 第二条 給与法第十一条の十第一項第一号の人事

院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 (略)

二 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与法第十一条第二項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事院がこれら

院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 (略)

二 職員の扶養親族たる者（給与法第十一条に規定する扶養親族で給与法第十一条の二第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事院がこれらに準ずると認める

に準ずると認める住宅の全部又は一部を借り
受けて当該住宅に居住している職員

(権衡職員の範囲)

第四条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事
院規則で定める職員は、規則九―八九(単身赴
任手当)第五条第二項に該当する職員で、規則
九―八九第五条第二項第三号に規定する満十八
歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの
間にある子が居住するための住宅として、同号
に規定する異動又は官署の移転(新たに俸給表
の適用を受ける職員となつた者にあつては当該
適用、派遣法第二条第一項の規定による派遣、
官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派

住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に
居住している職員

(権衡職員の範囲)

第四条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事
院規則で定める職員は、規則九―八九(単身赴
任手当)第五条第二項に該当する職員(法第六
十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間
勤務職員を除く。)で、規則九―八九第五条第
二項第三号に規定する満十八歳に達する日以後
の最初の三月三十一日までの間にある子が居住
するための住宅として、同号に規定する異動又
は官署の移転(検察官であつた者又は給与法第
十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員

遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員又は規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から

等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣若しくは令和九年国際

復職した職員にあつては当該復帰又は復職）の直前の住居であつた住宅（国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第百十七号）第十三条の規定による有料宿舍並びに前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているものとする。

園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされた職員又は規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職）の直前の住居であつた住宅（国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第百十七号）第十三条の規定による有料宿舍並びに前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第五条 新たに給与法第十一条の十第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事院が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに各庁の長（給与法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。）に届け出なければならぬ。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする。

2
(略)

3
第一項の規定にかかわらず、各庁の長におい

(届出)

第五条 新たに給与法第十一条の十第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事院が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならぬ。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする。

2
(略)

(新設)

て居住の実情を認定することができる場合として人事院が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

（確認及び決定）

第六条 各庁の長は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与法第十一条の十第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

2

（略）

（支給の始期及び終期）

（確認及び決定）

第六条 各庁の長は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与法第十一条の十第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2

（略）

（支給の始期及び終期）

第八条 住居手当の支給は、職員が新たに給与法

第十一条の十第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（人事院が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事院が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第五条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月

第八条 住居手当の支給は、職員が新たに給与法

第十一条の十第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第五条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2
(略)

2
(略)

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。